



第1章 総論

┌



└



1 計画策定の目的

本町では、これまでの計画により取り組まれてきた子ども・子育て支援を継承しながら、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における提供体制の確保の内容、実施時期、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容等について、「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」として策定し、新制度に対応した子ども・子育て支援を推進していきます。

2 計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは児童福祉法第4条に基づき概ね18歳未満、子ども・子育て支援法に基づく各事業は小学生までを対象としています。



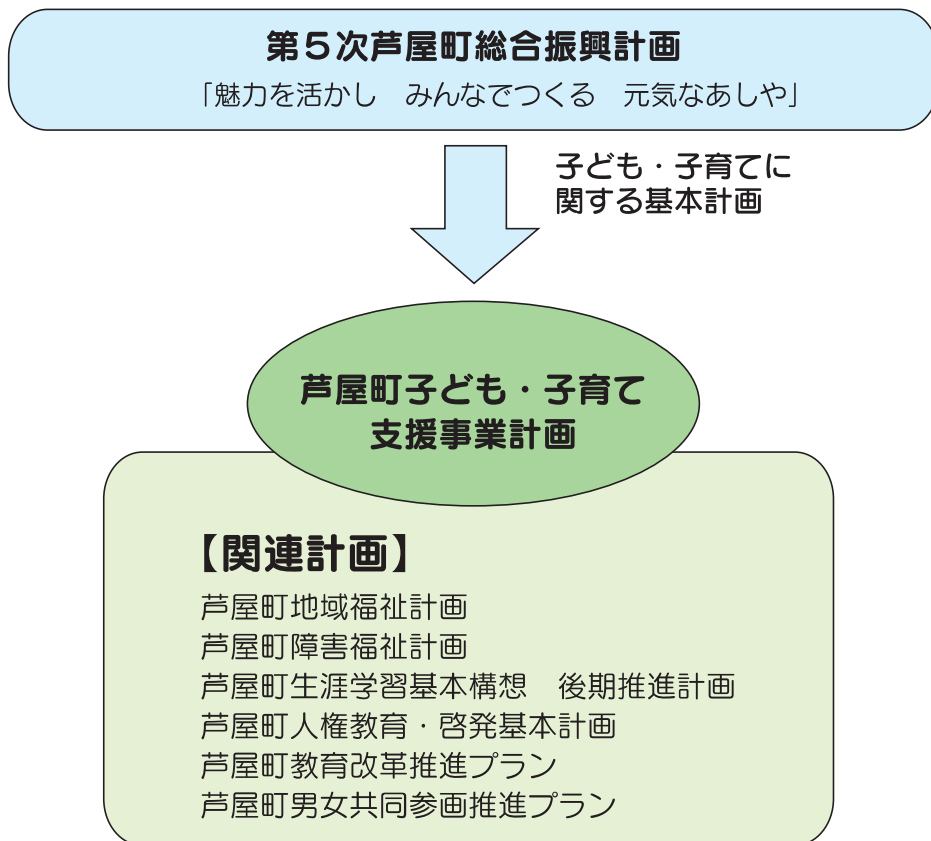
3 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

また、法が規定する事業計画に留まらず、「第5次芦屋町総合振興計画」の子ども・子育てに関する基本計画としての役割を有し、関連する他の分野計画との連携や整合を確保します。

図1 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、平成27年度から平成31年度までの5か年を期間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の策定方法

(1) 芦屋町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、学識経験のある者、関係行政機関の職員等で構成する「芦屋町子ども・子育て会議」で計画の内容の検討を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

就学前児童（の保護者）、小学生（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

表1 ニーズ調査の実施概要

		① 就学前児童用		② 小学生用	
調査対象		就学前児童がいる591世帯 (100.0%) ※回答者は児童の保護者		小学生がいる409世帯 (95.0%) ※回答者は小学生の保護者	
		兄弟姉妹の場合は、年齢が低い方の子どもを対象（二重配布なし）			
調査期間		平成26年1月22日～2月14日			
調査方法		郵送による調査票の配布・回収、自己記入方式			
調査票の 回収結果	配布数	591	100.0%	409	100.0%
	回収数	306	51.8%	225	55.0%
	集計対象数	306	51.8%	225	55.0%
	無効票数	0	0.0%	0	0.0%

(3) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、平成27年1月13日（火）から平成27年2月12日（木）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。



5 計画の基本理念

これまで取り組んできた子ども・子育て支援を継承するため、本計画の基本理念を次のように設定します。

『地域全体で地域の特色を活かしながら次世代を育てる』

～ 芦屋の子どもは、芦屋で育てる ～

6 計画の基本的視点

本計画の基本的視点は、子ども・子育て支援法の趣旨等を踏まえ、次のように設定します。

<子どもの視点>

子育て支援サービス等により影響を受ける子ども自身の幸せを第一に考え、子どもの権利条約などの精神を尊重して、すべての子どもの権利が最大限に尊重され、子どもたちが安心して幸せに生活できる環境づくりを行います。

<すべての子どもと家庭への支援の視点>

「芦屋の子どもは、芦屋で育てる」の理念のもと、子どもと家庭のニーズに応える一方、社会的養護を必要とする子どもの増加や、虐待等の子どもの抱える背景の多様化といった状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について、質・量ともに整備を進めていきます。

<地域全体で子どもと家庭を支えるという視点>

子育ての基本的役割を担う家庭においてゆとりある子育てができるよう、地域資源を有効に活用し、行政はもとより企業や地域社会を含めたまち全体で支えます。

<仕事と生活の調和実現の視点>

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの1つとして重要です。仕事と生活の調和が図れるよう、町内の企業へ理解を求め、内発的な取り組みとなるよう啓発活動を行っていきます。